

前回指摘事項とその対応について

委員指摘事項	対応案
<p>類型指定を行うために必要な情報の整理について（前回資料 4）</p>	
<p>&lt; p.14 &gt; 播磨灘北西部海域における主要な藻場の概要表（表 1.3）について、藻場タイプを他海域と同様に星取表で表現する。</p>	<p>確認の上、表を修正した。【資料 4 別紙 p.14】</p>
<p>&lt; p.11、p.55、p.103 &gt; 底質の分布状況の図面（図 1.3、図 2.3、図 3.3）の精度が分かるように、図示の基となる底質調査の諸元（調査時期、調査密度等）を示す。</p>	<p>昭和 49～51 年に地質調査所が実施した瀬戸内海における「汚染底質の調査技術に関する研究」の成果等に基づいて作成された図面であり、調査の諸元は以下のとおりである。</p> <p>数マイル間隔に設定した地点において、グラフ式又は重力式柱状採泥器（採泥管長 6 m）を用いて試料を採取し粒度分析を行ったものである。</p> <p>【別添資料 1】</p>
<p>&lt; p.39 &gt; 備讃瀬戸海域における底質の状況のコメントに、海砂採取等の産業活動影響の存在を付記する。</p>	<p>「今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理」（環境省、平成 23 年 3 月 18 日）を引用し、以下の表現を追加した。【資料 4 別紙 p.39】</p> <p>「なお、底質分布については、海砂利採取等の産業活動影響を大きく受けている可能性があることに留意する必要がある。備讃瀬戸を始め、砂を中心とした底質が広がる瀬戸内海においては、かつて海砂利が大量に採取されていた。昭和 43 年から平成 11 年までに 7.3 億 m<sup>3</sup> の海砂利が採取され、主にコンクリート骨材に使用された。昭和 50 年度には、全国の海砂利採取量の 82% を瀬戸内海沿岸 11 府県で採取していた。しかし、海砂利採取に伴い発生する濁水による藻場への影響や砂地に生息する生物への影響から、多くの府県が海砂利の採取を全面禁止し、そのため近年採取量は減少傾向にある。」</p>
<p>&lt; 該当頁なし &gt; 漁港及び港湾の指定状況、工業地帯の状況等を踏まえて特別域を設定すべきではないか。</p>	<p>漁港内及び港湾内（防波堤等の内側の水域）については、これまでの海域の設定方法と同様、一般域とする。</p> <p>また、工業地帯近辺においても、これまでと同様に、まとまった藻場・干潟の存在、魚卵調査結果等を踏まえて特別域を検討する。【別添資料 2】</p>

委員指摘事項	対応案
類型指定を行うために必要な情報の整理について（前回資料４）	
<p>&lt;該当頁なし&gt;</p> <p>国が類型指定する海域と自治体が類型指定する海域との境界、いわゆる接続水域についても可能な範囲で情報収集をしておくべき。</p> <p>接続水域に関して関係自治体との情報共有を図るべき。</p>	<p>海底地形図(日本水路協会)の水深情報に基づき、対象海域ごとに表示範囲を前回資料４で図示した範囲外へ拡大して水深情報マップ(等深線図)を作成した。【別添資料３】</p> <p>必要に応じて、関係自治体からの聞き取りを行う。</p>
<p>&lt;p.7～10、p.45～54、p.98～102&gt;</p> <p>COD、全燐等の濃度が高くなっている地点の場所が分からないので、公共用水域の測定地点の配置状況を図示してほしい。</p>	<p>環境省水環境情報総合サイトで公表している公共用水域測定地点を、対象海域ごとに図示した。【別添資料４】</p> <p>COD、全窒素、全燐が高くなっている地点は、河口域や港湾域のような岸寄りに位置する傾向がみられた。河川からの流入負荷の寄与に加えて、海水交換が良好でないことが原因のひとつと考えられる。該当頁について地点名を付記して修正を図った。 【資料４別紙 p.7～10、p.45～54、p.98～102】</p>
<p>&lt;p.10、p.54、p.102&gt;</p> <p>平成 25 年度調査結果の図面（図 1.2(2)、図 2.2(2)、図 3.2(2)）の空欄部分の値を示す。</p>	<p>平成 25 年度 11 月に実施した水質調査結果について示した。 【別添資料 5】 【資料 4 別紙 p.10、p.54、p.102】</p> <p>本文中の該当部分について追記した。 【資料 4 p.3、p.6、p.9】 【資料 4 別紙 p.2、p.38、p.93】</p>
特別域の類型指定について（前回資料 5）	
<p>対象海域近隣自治体間の所管水域境界を示してほしい。</p>	<p>【別添資料 6】</p>